

Vol. 142

CONTENTS

【コラム】教育・学習データの利活用と ELSI…村上正行

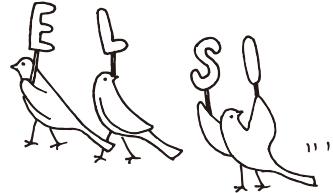
【解説】教育データ利活用 EdTech（エドテック）への期待と ELSI（倫理的・法的・社会的課題）…加納圭

【解説】教育データ利活用とプライバシー権…堀口悟郎

基
般

COLUMN

教育・学習データの利活用と ELSI



ELSI とは、 “倫理的、法的、社会的課題” (Ethical, Legal, and Social Issues) の略称で、新しい科学技術を開発して社会に適用する際に生じ得る、技術的課題以外のあらゆる課題のことである。近年、技術の導入や活用において、この ELSI が重要視されるようになっている。日本では、主に生命科学分野において ELSI は研究されてきており、今後、広い分野で ELSI 研究が展開されることが必要となってくる。

教育・学習のデジタル化も進んでおり、たとえば、初等中等教育においては、GIGA スクール構想により、1人1台端末環境が実現し、学校や家庭でタブレットやパソコンでの学習がなされている。また、コロナ禍による対応としてオンライン授業が広く実施されたことにより、完全に対面授業のみに戻るのではなく、対面とオンラインを組み合わせたブレンデッド教育が推進されている。このように教育・学習における ICT 活用が進むことにより、教育・学習データが蓄積され、データ分析に基づく個別最適な教育・学習支援が期待されるようになってきている。このような教育・学習データの利活用による利点もある一方で、個人情報やプライバシーの対応などに関する問題など、課題も多い。「教育のデジタル化を踏まえた学習データの利活用に関する提言—エビデンスに基づく教育に向けて—」^{☆1}が出されるなどしているが、これらの課題に対応するために、教育・学習データの利活用に関する ELSI に取り組んでいく必要がある。本号のペた語義において、EdTech の ELSI に関するプロジェクト、憲法学から見た教育データ利活用の課題の 2 本の論考が掲載されている。お読みいただき、ELSI について考えるきっかけになることを願っている。

2023 年に入り、ChatGPT などの生成系 AI が話題になっている。大学教育においても、どのように対策すべきか、どのように活用すべきかが課題となり、東京大学や東北大学など、各大学が方針を出している。私の所属する大阪大学も、2023 年 4 月 17 日に「生成 AI (Generative AI) の利用について」^{☆2} という学生向けの文書を総長名で発出した。初等中等教育においても、文部科学省が学校現場での取り扱い示す資料を作成するという報道がなされている。今後も、新しい情報技術が開発、普及することが考えられ、その際に教育・学習の現場においてどのように対応していくかについて検討できることが重要であり、私も一研究者として、貢献していきたい。

☆1 <https://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/kohyo-24-t299-1-abstract.html>

☆2 <https://www.osaka-u.ac.jp/ja/news/topics/2023/04/17001>



村上正行（大阪大学）（正会員） masayuki@murakami-lab.org

大阪大学全学教育推進機構教育学習支援部教授／スクーデント・ライフサイクルサポートセンター副センター長。専門は教育工学、大学教育学で、教育データ分析、大学教育の改善、学習環境に関する研究に従事。

教育データ利活用 EdTech（エドテック）への期待と ELSI（倫理的・法的・社会的課題）

加納 圭

滋賀大学

EdTech 開発過程における ELSI への気づき

全国学力学習状況調査の悉皆データ等の教育データを利活用する EdTech の開発を行ってきた過程において教育データ利活用 EdTech の倫理的・法的・社会的課題 (ELSI) の重要性に気付かされた。ここでは、開発してきた EdTech, ELSI に注目した動機、政策動向を紹介したい。

□ 全国学力学習状況調査データ分析

筆者らが行った平成 30 年度全国学力・学習状況調査小学校の問題(国語・算数・理科)を、文部科学省から貸与された悉皆データを活用して教科横断的に探索的因子分析を行った研究¹⁾から、「国語の学力」因子、「算数の学力」因子、「理科の学力」因子の 3 因子構造が妥当だと示唆された。また、国語の問題は 3 因子の中で「国語の学力」因子負荷量が高い問題で構成されていることが分かった一方で、理科の問題の中には「理科の学力」因子負荷量に加え「国語の学力」因子負荷量の高い問題があることが示唆された。ここでいう因子名としての「学力」という語は、「全国学力・学習状況調査で測定されている能力」という意味で用いており、学習指導要領や一般的な言説の中での「学力」や、ほかの教育学・心理学的な概念と対応するとは限らない。たとえば「国語の学力」因子は平成 30 年度全国学力・学習状況調査「国語」における 5 つの評価の観点(国語への関心・意欲・態度、話す・聞く能力、書く能力、読む能力、言語

についての知識・理解・技能) で測られる学力と関係していると考えられる。また、「理科の学力」因子については、理科の問題の一部にしか高い負荷量を示していないものの、国語の問題や算数の問題などに全体的に高い負荷量を示しているわけではないという理由から理科の学力を反映した因子であると解釈した。

□ コンピュータベーステスト (CBT) 「ならでは」問題の開発

先述の全国学力学習状況調査データ分析研究から、本来は「理科の学力」が高いにもかかわらず「国語の学力」が低いがために理科の問題が解けず、理科が苦手だと自・他評価てしまっている児童がいる可能性を示唆している。

そこで筆者らが 2020 年 10 月から 2021 年 3 月に実施した文部科学省からの委託調査「学力調査を活用した専門的な課題分析に関する調査研究」^{☆1}において、コンピュータベーステスト (CBT) の特性を活かし、出題に動画を使うことで「国語の学力」に過度に依拠せず「理科の学力」を調査する手法を検討した(図-1)。ほかにも、ドラッグアンドドロップ形式でモデル図を作成する手法なども CBT 「ならでは」問題として提案した。

小学校 5 年生、小学校 6 年生、中学校 1 年生とその保護者 129 組を対象に従来通りの紙ベーステス

☆1 報告書を下記からダウンロードできる(最終閲覧:2023 年 3 月 12 日)。
https://www.mext.go.jp/content/20210707-mxt_chousa02-000013840_1.pdf

ト(PBT)と動画出題を用いたCBTに取り組んでもらい、動画出題2問の効果検証を行った。その結果、ねらい通り理科問題の正答率が国語の学力に依拠しない傾向にある問題が1問見られたが、もう1問の結果は解釈が難しく、動画出題による国語の学力の過度依拠の軽減効果についてはさらなる検証が必要である。

□倫理的・法的・社会的課題に注目しはじめた動機

筆者らは先述のCBT「ならでは」問題作成以前から全国学力学習状況調査過去問を活用したコンピュータ適応型テスト(Computer Adaptive Test; CAT)「学力・学習チャレンジアプリ」^{☆2}の開発も行ってきた。小中学校での実証実験を実施していくにあたり、保護者へのインフォームド・コンセント(同意)、児童・生徒へのインフォームド・アセント(同意)、児童・生徒へのインフォームド・アセント(同意)、児童・生徒へのインフォームド・アセント(同意)

^{☆2} 学力・学習チャレンジアプリの概要は下記から確認できる(最終閲覧:2023年3月12日). <https://www.edu.shiga-u.ac.jp/news/10892/>



図-1 動画による出題例

(賛意)が必要か、必要だとしたらどのような内容でどのように取得していくのかについて思慮してきた。また、開発CATがもたらす能力値(スコア)などをどのように活用していくか／活用しないかについて学校との誓約書が必要か、必要だとしたらどのような内容にするのかについても思慮してきた。

これら思慮過程において、教育データは誰のものか、教育データの不適切な利用とはどのようなものか、コンピュータ適応型テストのような個別最適化を目指すEdTechが広まっていく時代における教師の役割は何か、といった教育データ利活用EdTechにまつわる倫理的・法的・社会的課題(Ethical, Legal, and Social Issues; ELSI)にも注目し始めたこととなった。

□EdTechにまつわる政策動向

近年我が国において、情報環境の整備や人材の育成の重要性が指摘され、実際にさまざまな計画が立てられてきたが、新型コロナウィルス感染症によるパンデミック、いわゆる「コロナ禍」以降、それらの計画の実施が大幅に前倒しされることとなった。文部科学省「GIGAスクール構想」が急ピッチで進められたほか、2018年度から経済産業省によって進められてきたEdTechを活用した新しい学び方を実証する「未来の教室」実証事業もより推進され、多くの学校に教育データ利活用EdTechが導入される後押しとなっていた。また、コロナ禍において「教育データ利活用ロードマップ(デジタル庁・総務省・文部科学省・経済産業省、2022)」「Society 5.0の実現に向けた教育・人材育成に関する政策パッケージ(案)(内閣府、2022)」が策定され、ますます教育データ利活用EdTechが推進されてきている。このように、内閣府・デジタル庁・文科省・経産省・総務省によって教育データ利活用EdTechの基盤が固められた現状にあるといえるだろう。



ELSI の学際研究

日本学術会議(2020)の提言「教育のデジタル化を踏まえた学習データの利活用に関する提言—エビデンスに基づく教育に向けて—」では、「パブリックコメントの収集等により国民全体で議論しながら、学習者の人権と個人としての尊厳を脅かすようなことのないように、制度設計や実施がなされているかを倫理審査委員会のような第三者機関を設けて、学習データの悪用を防ぎつつ適切に利活用が進むように定期的に見直していく必要がある」ことが指摘されている。

そこで筆者らは、ELSI 対応方策をブレーキではなくステアリング／ナビゲーターとして確立していくことで教育データ利活用 EdTech をより推進できるのではないかと考え、2021 年の 10 月からプロジェクト企画調査「学習データ利活用 EdTech（エドテック）の ELSI 論点の検討」および 2022 年の 10 月から研究開発プロジェクト「教育データ利活用 EdTech（エドテック）の ELSI 対応方策の確立と RRI 実践」を科学技術振興機構（JST）「科学技術の倫理的・法制度的・社

会的課題（ELSI）への包括的実践研究開発プログラム」の下で始めた。EdTech 開発経験のあるメンバだけでなく、倫理学者、法学者・憲法学者、社会心理学者といった ELSI に関連した専門性を持つメンバが多数所属する文理融合型の学際研究を行っていくところに特徴がある（表-1）。ELSI 論点を探索するだけでなく、ELSI 対応方策の提言も行っていく予定としている。

米国の ELSI 顕在化ケース

これまでに、ELSI 国際比較グループのメンバらが米国における判例調査等を行うことで、たとえば下記の ELSI 顕在化ケースを見出してきた。

1. 学力テストと結びつけられた教員評価で “less effective than average” とされた先生が自殺するという事件 (Teacher's Death Exposes Tensions in Los Angeles, the New York Times, 2010.11.9)
2. 学力テストと結びつけられた教員評価で “ineffective” とされたベテラン教員が、教員評価の妥当性をめぐり起こした裁判 (“Arbitrary and Capricious :” Sheri Lederman Wins Lawsuit in

表-1 さまざまな専門性を持つ「教育データ利活用 EdTech の ELSI 対応方策の確立と RRI 実践」プロジェクトメンバ

グループ	氏名	所属	専門
ELSI 伴走 グループ <small>(ELSI 対応方策の提言やインクリーシブなアウトリーチ／パブリックエンゲージメント活動の実施)</small>	○加納圭	滋賀大学教育学系	EdTech 開発・パブリックエンゲージメント
	塩瀬隆之	京都大学総合博物館	EdTech 開発・インクルーシブデザイン
	水町衣里	大阪大学 ELSI センター	科学コミュニケーション
	村上正行	大阪大学全学教育推進機構	教育工学
ELSI 調査 研究 グループ <small>(ELSI 論点の整理・分析や根源的問い合わせを研究)</small>	○岸本充生	大阪大学 ELSI センター	ELSI・リスクガバナンス
	神崎宣次	南山大学国際教養学部	倫理学
	後藤崇志	大阪大学人間科学研究科	社会心理学・教育心理学
	堀口悟郎	岡山大学学術研究院社会文化科学学域(法学系)	憲法学
ELSI 国際 比較 グループ <small>(ケース集作成や日本社会適応要素を整理・分析)</small>	○藤村祐子	滋賀大学教育学系	教育行政学
	佐藤仁	福岡大学人文学部	教育国際比較
	高橋哲	埼玉大学教育学部	教育法学

-【解説】教育データ利活用 EdTech（エドテック）への期待と ELSI（倫理的・法的・社会的課題）-

NY's State Supreme Court, The Washington Post,
2016.5.10)

3. 教えていない科目や担当していない生徒の学力テスト結果に基づく教員評価制度の妥当性をめぐる裁判 (Teacher Evaluation Heads to the Courts, Education Week)
4. 学力テスト結果が同意なしにアメリカ軍のリクルーターに提供されていた事例 (High School Students' Test Results Are Being Sent to Military Recruiters Without Consent, Truth Out, 2016.8.10)
5. 警察署は、機密性の高い学校のデータを使用して、犯罪行為に関与するリスクがあると見なす生徒の秘密のリストを保持していることが問題となった事例 (Using Student Data to Identify Future Criminals : A Privacy Debacle, Education Week, 2020.12.9).

学力テストと教員評価を結びつけることや、第三者・機関への情報提供に課題があることが分かる。

ELSI 論点探索フレームワーク

本プロジェクトではまず、先述の米国の ELSI 顕在化ケースも参考にしながら、日本型公教育の文脈で論じるべき教育データ利活用 EdTech の ELSI 論点を探索することとした。日本型公教育の特徴、EdTech の種類とその活用場面のいずれも多岐にわたっているが、前者は法規範の「原理」(憲法や教育基本法等)「準則」(学校教育法等)と「文化的背景」の 3 カテゴリに、後者は技術そのものとその活用段階の組合せによる 3 カテゴリに分けることとした。

これら 3 カテゴリずつの 3×3 のマトリクスを教育データ利活用 EdTech の ELSI 論点探索フレームワークとした(図-2)。

EdTech の ELSI 論点 101

先述の ELSI 論点探索フレームワークにより、101

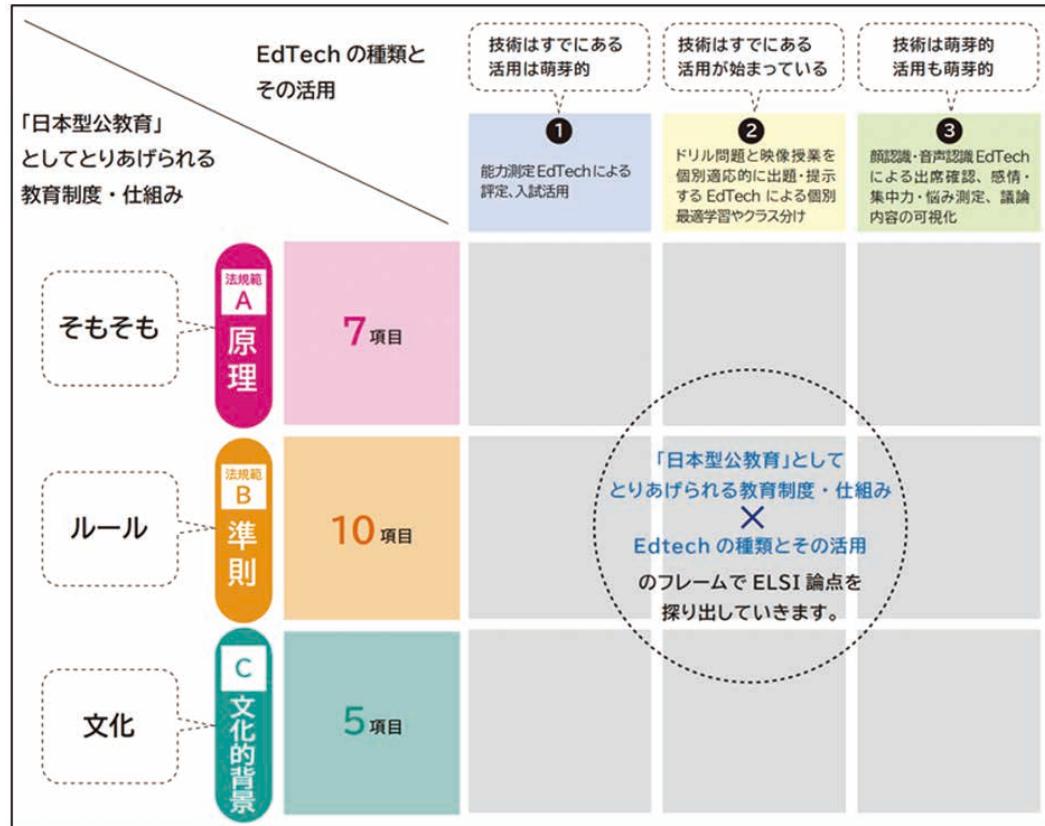


図-2 EdTech の ELSI 論点探索のためのフレームワーク



のELSI論点を見出すことができた。紙面の都合上、101の論点の詳細は下記URLより小冊子「EdTechのELSI論点101」を参照いただきたいが、ここでは「原理」「準則」「文化的背景」カテゴリから1つずつ論点を紹介したい。

「EdTechのELSI論点101」日本語版：

https://elsi.osaka-u.ac.jp/system/wp-content/uploads/2022/01/20220201_EdTech_ELSI101.pdf

「EdTechのELSI論点101」英語版：

https://elsi.osaka-u.ac.jp/system/wp-content/uploads/2020/10/20220227_EdTech_ELSI101_en.pdf

「原理」カテゴリからは、論点「アルゴリズムの第三者による監査可能性は担保されているか」を取り上げたい。我が国では教育を受ける権利が憲法によって保障されているが、アルゴリズムがブラックボックスのままであれば、当該EdTechが「能力に応じて、ひとしく教育を受ける」ことにつながっているかが分からぬだろう。

「準則」カテゴリからは、論点「教員評価の対象が、測定できるものに矮小化されないか」を取り上げたい。EdTechで測れるものがことさらに評価の対象となっていくと、数値化しづらい評価項目が軽視されていく可能性がある。教育現場においては数値化しづらい評価項目こそ教育では重要だという言説もあるため、今後議論が必要となる論点といえるだろう。

「文化的背景」カテゴリからは、「問題を同一にする根拠は何か」という論点を取り上げたい。日本にはEquity(公平)よりもEquality(平等)が重視される文化的背景がある。そのため、全員が同じ時間に同じ問題を解くことが当然だとされているが、そのことがコンピュータ適応型テストのように人によって解く問題が違うにもかかわらず比較可能な学力を測定

できる仕組みの導入の障壁になっていく可能性がある。EdTechによってこれまで当然だとされてきた文化的背景についてあらためて議論を深めていく必要があるだろう。

ELSI対応方策案

最後に、ELSI対応方策案を紹介して終わりたい。米国ではELSI対応方策としてFamily Educational Rights and Privacy Act (FERPA) や Children's Online Privacy Protection Act (COPPA) といった法に加え、企業の責任としてボトムアップに宣言されるK-12 School Service Provider Pledge to Safeguard Student Privacy (以下Pledge)^{☆3}がある。このPledgeは、法律がおいつていかない法的観点に加え、倫理的、社会的観点が入り得る余地があることが特徴的である。筆者らは日進月歩のEdTechのステアリング／ナビゲーターとして理想的なELSI対応方策の1つがPledgeであると考えており、日本版Pledgeを策定する道筋をガイドできないかと考えている。

参考文献

- 1) 加納 圭, 後藤崇志, 塩瀬隆之:全国学力・学習状況調査「小学校理科」の教科横断的分析, 科学教育研究, 44(2), pp.77-85 (2020).

(2023年2月28日受付)

☆3 K-12 School Service Provider Pledge to Safeguard Student Privacy の宣言内容は下記から確認できる(最終閲覧:2023年3月12日).
<https://studentprivacypledge.org/privacy-pledge-2-0/>
同Webサイトから260の署名事業者リストも確認できる。



加納 圭 kkano@edu.shiga-u.ac.jp

滋賀大学教育学系教授。博士(生命科学)。京都大学院生命科学研究科修了後、京都大学物質-細胞統合システム拠点(iCeMS)科学コミュニケーションG特任准教授等を経て現職。

教育データ利活用とプライバシー権

堀口悟郎

岡山大学

教育データ利活用と憲法

□ 憲法論の現状

教育データ利活用は、子ども一人ひとりの能力や特性に応じたきめ細かい教育を可能にする施策として期待されている反面、プライバシー権（憲法13条）をはじめとする憲法上の権利を損なうリスクが指摘されている。けれども、国や地方自治体における法的検討は、個人情報保護法（以下「個情法」という）に関する議論に偏りがちであり、憲法論は希薄なのが現状である。

たとえば、文部科学省が2023年3月に公表した「教育データの利活用に係る留意事項」^{☆1}（以下「留意事項」という）は、その大部分が個情法の解説で占められている。「個人情報の取扱いに当たっては個人情報保護法に準拠していれば十分というわけではなく、プライバシーの保護も求められます」と付言されではいるが、「プライバシーの保護」と題する項目の分量はわずか2頁強であり、個人情報保護法に関する「個人情報の適正な取扱い」と題する項目の約10分の1にすぎない。また、ほかの憲法上の権利にはほとんど言及がない。

さらに、「プライバシーの保護」という項目でも、憲法上のプライバシー権については、「国民の私生活上の自由が公権力の行使に対しても保護されるべきことを規定している憲法第13条が、個人の私生活上の自由の一つとして、何人も、個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表されない自由等を認める判決等もみられます。他方で、いわゆる『プライバシー権』として主張される内容は、個人情報の

取扱いに直接関係しないものも含め、極めて多様かつ多義的なものになっており、判例等から一義的な定義を見出すことは困難です」とだけ記されるにとどまっている。

□ 個情法と憲法

しかし、留意事項にも明記されているように、「プライバシーの保護に当たっては個人情報保護法に準拠していれば十分というわけでは〔なく〕」、「個人情報の取扱いが、個人情報保護法に照らして外形上問題がなかったとしても、プライバシーの保護が十分でなかった場合、国家賠償法に基づく国家賠償請求等のリスクが発生するおそれがあ〔る〕」。憲法はすべての法令に優越する「最高法規」であるため（憲法98条1項）、憲法上のプライバシー権を侵害する行為は、たとえ個情法に準拠していたとしても、違法と評価され得る。

また、個情法は憲法上のプライバシー権を具体化する立法という性格を有している。個情法の目的である「個人の権利利益を保護すること」（同法1条）の意味についてはさまざまな見解があるが、そこでいう「権利」にプライバシー権が含まれることには異論がない。個人情報保護委員会が作成した広報資料「個人情報保護法の基本」¹⁾にも図示されているように（図-1）、個人情報保護法制の最上位には憲法があり、個情法はその下に位置づけられている。そのため、個情法の諸規定を解釈する際には、憲法上のプライバシー権を考慮することが不可欠である。

□ 権利内容の多義性・不明確性

たしかに、留意事項が「いわゆる『プライバシー権』

☆1 https://www.mext.go.jp/content/20230317-mxt_syoto01_000028144_001.pdf



として主張される内容は、……極めて多様かつ多義的なものになっており、判例等から一義的な定義を見出すことは困難」だと指摘していることは、的を射ている面がある。プライバシー権については、憲法上に明文規定が存在しない（憲法上の権利の総則的規定である憲法13条から導かれる）上、多様な学説が提唱されており、しかも学説と判例の間に小さからぬ溝があるため、その内容を把握することは容易ではない。

もっとも、権利内容について学説上の対立があることはごく一般的であるし、学説と判例の間に溝があることも珍しくない。「判例等から一義的な定義を見出すことは困難」という事情は、程度の差こそあれ、憲法上の権利に広くあてはまる。また、内容が多義的で不明確な権利であればあるほど、専門的な法的知識を有しない教職員や教育委員会職員等に向けて丁寧に解説する必要性が高いとも考えられるだろう。

そこで、本稿では、法学を専門としない方々を主な読者と想定して、憲法上のプライバシー権に関する簡単な解説を行いたい。また、教育データ利活用

の場面においてプライバシー権との関係で留意すべき事項についても、若干言及したい。なお、教育データ利活用の場面で問題となる憲法上の権利はプライバシー権に限られないが、ほかの権利については紙幅の関係で割愛する。

憲法上のプライバシー権

□ 学説

プライバシー権は、元々は「私生活秘匿権」として理解されてきた。日本の裁判例では、1964年に下された「宴のあと」事件判決^{☆2}が「私生活をみだりに公開されないという法的保障ないし権利」を承認したのがその端緒といわれている。

しかし、1970年代以降になると、情報社会の進展により、こうした私生活秘匿権だけでは不十分だと考えられるようになった。そこで通説化したのが、自己情報を誰に対してどの範囲で開示し利用させるかを自らコントロールする権利をプライバシー権の

☆2 東京地判昭和39年9月28日判時385号12頁。

憲法・判例

（第13条：個人の尊重等、第21条：通信の秘密等、第35条：住居の不可侵）

個人情報保護法・政令・規則 [基本法]

（1～3章：基本理念、国及び地方公共団体の責務等・個人情報保護施策等）

個人情報の保護に関する基本方針

（個人情報保護施策の総合的かつ一体的な推進を図るため、官民の幅広い主体に対し、具体的な実践に取り組むことを要請）

個人情報保護法・政令・規則

（4・8章ほか：個人情報取扱事業者等の義務等、罰則等）

【対象】民間事業者 ※一部の独立行政法人等を含む。

ガイドライン

Q&A

民間部門 [一般法]

個人情報保護法・政令・規則

（5・8章ほか：
行政機関等の義務等、罰則等）

【対象】行政機関（国）・独立行政法人等

ガイドライン・事務対応ガイド

Q&A

公的部門 [一般法]

個人情報 保護条例

地方公共団体の機関
地方独立行政法人

令和3年改正法
(令和5年4月施行)

図-1 個人情報保護法の全体像

-【解説】教育データ利活用とプライバシー権-

内容とする「自己情報コントロール権説」である。同説の主唱者である佐藤幸治は、思想・信条・前科などのセンシティブな情報を「プライバシー固有情報」、氏名・住所・生年月日などの単純な情報を「プライバシー外延情報」と名付けた上、後者については正当な目的のために適切な方法で用いることが許されるが、前者については意に反する収集・利用・開示が原則的に禁止されると説いた²⁾。

その後の学説は、この自己情報コントロール権説を一応の基礎にしつつ、情報技術のさらなる発展を踏まえて、そこに一定の修正を施している。たとえば、今日の通説は、インターネットが広く普及し、単純情報からもセンシティブ情報を検索し得るようになったことなどを考慮して、単純情報にも相当の保護を認めるべきだと解している。また、大量の情報がデータベースや情報システムに集積され利用されている現状に鑑みて、情報収集等の個別具体的な行為のみならず、データベース等の構造ないしアーキテクチャ自体にも統制を及ぼすべきだと解している³⁾。

さらに、最近の憲法学では、AI技術等の発展により、情報処理のプロセスが一般人には理解困難なほど複雑化しており、本人の意思によらない客観的な保護措置の重要性が増していることなどを踏まえて、「自己情報コントロール権」という概念自体を否定する学説も有力化しつつある。たとえば、曾我部真裕は、「自己情報コントロール権説は、プライバシーあるいは個人情報保護においてコントロールの側面を過度に強調することによって、代替的な保護手段や客観的な保護措置などを含む個人情報保護法制全体の立法指針を提供できない」という問題意識から、プライバシー権を「個人情報の保護を求める権利」と捉え、自己情報のコントロールは当該権利を実現するための一手段にすぎないと解している⁴⁾。

以上のとおり、学説上のプライバシー権論は、情報社会の進展に伴って活発化してきた。今日の学説は、百家争鳴の状態となりつつあるが、従来型の自己情報コントロール権説を議論の出発点としつつ、

同説の欠点をいかに克服するかを問題にする、という点ではおおむね共通している。

□ 判例

他方、最高裁判例は、上記のような学説状況とは対照的に、プライバシー権の権利内容を定式化することに慎重であり、自己情報コントロール権説を正面から採用したこともなければ、そもそも憲法13条によって「プライバシー権」が保障されると明言したことすらない。

しかし、それは最高裁がプライバシー権の保障を否定していることを意味しない。判例は、憲法13条により、国民の私生活上の自由が(私人間の関係だけでなく)公権力の行使に対しても保護されることが認められると解した上、そこでいう「私生活上の自由」として、学説がプライバシー権に含めるさまざまな自由を個別的に承認してきた。たとえば、京都府学連事件判決^{☆3}は「みだりにその容ぼう・姿態を撮影されない自由」、指紋押捺制度事件判決^{☆4}は「みだりに指紋の押なつを強制されない自由」、住基ネット事件判決^{☆5}は「個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表されない自由」を認めている。

また、判例は、プライバシー権による保護の有無・程度を判断する際、主に情報の性質と取扱いの態様という2つの要素を考慮している(図-2)。

このうち情報の性質については、「秘匿性」が高い

^{☆3} 最大判昭和44年12月24日刑集23巻12号1625頁。

^{☆4} 最判平成7年12月15日刑集49巻10号842頁。

^{☆5} 最判平成20年3月6日民集62巻3号665頁。

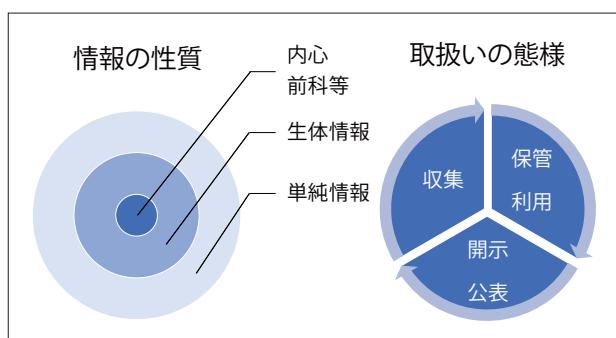


図-2 プライバシー権に関する判例の考慮要素



ほど強い保護が認められる。判例上、氏名、生年月日、性別、住所、電話番号などの単純情報は秘匿性が低いものと評価される一方、個人の内心に関する情報や前科・犯罪歴などは秘匿性が高いものと評価されており、指紋などの生体情報はそれらの中間に位置づけられている。

他方、取扱いの態様は、「情報の(イ)収集、(ロ)保管・利用、(ハ)開示・公表の各場面」に分けられる⁵⁾。伝統的なプライバシー権である私生活秘匿権との関係では「開示・公表」が中心的な問題となるはずだが、判例は他の場面でもプライバシー権の保護を認めている⁶⁾。

このように、情報の性質に応じて保護の程度に差をつける点や、情報の開示・公表だけでなく収集や保管・利用の場面にも保護を及ぼす点は、判例のみならず学説においてもほぼ異論がない。その意味で、これらの点はプライバシー権論の「最大公約数」といってもよいかもしれない。

留意すべきポイント

上記のようなプライバシー権を考慮した場合、教育データ利活用の場面では、いかなる点に留意すべきだろうか。本格的な検討は別稿に譲るとして、ここでは特に重要と考えられるポイントを2つだけ指摘したい。

第1に、教育データ利活用がどこまで許されるかは、利活用される情報の性質によって異なる。個情法上の「要配慮個人情報」にあたらない場合であっても、センシティブ情報や生体情報については、慎重な取扱いが求められる。また、他の情報を分析することでセンシティブ情報を推測（プロファイリング）する場合にも、センシティブ情報を直接収集する場合に準じた慎重さが求められるものと解し得る。たとえば、児童生徒の脈拍や瞳孔の動きなどから感情を推測する「感情センシング」は、生体情報を扱う上、場合によっては思想や信条といった内心まで推測し

得るため、その可否等はきわめて慎重に検討されるべきだろう。

第2に、教育データの主体である児童生徒は判断能力が未熟である場合が多い上、先端技術を用いた情報処理が将来にわたっていかなる影響をもたらすかは大人でも予測が困難である。また、学校側と児童生徒側の力関係は非対等であり、後者が前者からの要請を拒絶することは容易ではない。それゆえ、この場面でプライバシー権を守るためにには、「自律」のみならず「保護」の観点も重要となる。たとえば、個情法69条2項は、「本人の同意」がある場合に保有個人情報の目的外利用を認めており、未成年者でも一定の判断能力があれば同意の主体になり得るとされているが、本人が同意したからといって目的外利用が広く許容されたのでは、児童生徒のプライバシー権を損なうおそれがある。そのため、同項に付された「本人……の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない」というただし書きをプライバシー権に適合的に解釈するなどして、本人が同意したとしても許されない目的外利用のラインを画定すべきだと考えられる。

教育データ利活用のメリットを最大限に活かすためにも、プライバシー権侵害のリスクを低減するような制度設計と運用を期待したい。

参考文献

- 1) 個人情報保護委員会：個人情報保護法の基本、入手先<https://www.ppc.go.jp/files/pdf/kihon_202208.pdf>（参照2023-03-20）。
- 2) 佐藤幸治：現代国家と人権、有斐閣、p.490（2008）。
- 3) 山本龍彦：プライバシーの権利を考える、信山社（2017）。
- 4) 曽我部真裕、山本龍彦：（対談）自己情報コントロール権をめぐって、情報法制研究、No.7, pp.131-132（2020）。
- 5) 増森珠美：住民基本台帳ネットワークシステムにより行政機関が住民の本人確認情報を収集、管理又は利用する行為と憲法13条、最高裁判所判例解説民事篇平成20年度、p.159（2011）。
- 6) 堀口悟郎：DNA型記録とプライバシー権、法学教室、No.509, pp.74-81（2023）。

（2023年3月22日受付）

堀口悟郎 g.horiguchi@okayama-u.ac.jp

岡山大学学術研究院社会文化科学学域（法学系）准教授。専攻は憲法学。2011年慶應義塾大学大学院法務研究科修了。司法修習生、慶應義塾大学大学院法務研究科助教、九州産業大学地域共創学部准教授等を経て、2019年より現職。